

豊橋市路線バス事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市路線バス事業者燃料費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第3条 この支援金は、燃料費の高騰及び物価高騰の影響を受ける中においても、サービス水準を維持しながら運行を継続している市内の路線バス事業者に対して交付することにより、バス路線の運行を維持し、もって市民の移動手段の確保を図ることを目的とする。

(支援対象事業者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行うものであって、市の区域内を運行するバス路線（「地域生活」バス・タクシーの路線を除く。）を有する路線バス事業者とする。

(暴力団等の排除)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条に規定する支援金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、予算の範囲内において、燃料費、車両維持管理費等の高騰による影響額として、豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱第7条及び第12条の規定

により算出された額の合計額と同要綱第24条に規定する交付額との差額として算出した額とする。

(支援金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による支援金の交付の申請は、豊橋市バス運行対策費補助金の交付の申請と併せて行うものとし、豊橋市路線バス事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 豊橋市バス運行対策費補助金の交付申請書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第8条 規則第5条第2項の規定による支援金の交付の決定は、豊橋市路線バス事業者燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(支援金の交付)

第9条 支援対象事業者は、前条の支援金の交付決定を受けた場合において、支援金の交付を受けようとするときは、当該支援金の交付を受けようとする年度の3月20日までに市長に請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、当該支援対象事業者に対し、支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 提出する書類等に虚偽の事項を記載し、又は支援金の交付に関し不正な行為があったと市長が認めたとき。

(4) 第5条各号のいずれかに該当すると認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(関係書類の整備)

第11条 支援対象事業者は、当該支援に係る事業の経理に係る書類等を、当該支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。